

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

- 1 条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ深刻な外來の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときに、本条款から第4章までの規定により、旅行者は当社が法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。
- 2 前項規定によれば、身体的資本を残さないつゝに、吸収又は撲取されると結果した人間症状をも含みます。ただし、細菌性食物中毒は含まれません。
- （用語の定義）
- 2 条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款集算型企画旅行契約の部第2条第1項及び企画旅行契約の前第2条第1項に規定するものをいいます。
- 3 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する自体をもって当社があらかじめ組合せた券券等によって構成される企画旅行日程に定める最初の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを終了したまでの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び離脱の予定日時をあらかじめ組合せた券券等によって構成される企画旅行日程に定める最初の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを終了したまでの期間をいいます。ただし、旅行者が予定日時に生じた事故によって旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが受けられない場合に明示したときは、当該旅行参加中とはいたしません。
- 4 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 派乗員、当社の使用人又は代理人が解説を告げる場合は、その告げた時
- (2) 前号の解説が行われない場合において、最後の運送、宿泊機関等
- イ 航空機であるときは、改札の終了又は改札のないときは当該車両乗車時
- ロ 船舶であるときは、乗客の乗降で船内である場所
- ハ 車両であるときは、乗車時
- ホ 宿泊機関であるときは、乗客の入室できる宿泊施設における手荷物の検査等の時
- ヘ 宿泊機関であるときは、乗客の入室時
- ロ 船舶であるときは、乗客の乗降時
- ハ 航空機であるときは、改札の終了又は改札のないときは当該車両乗車時
- ニ 車両であるときは、乗車時
- ホ 宿泊機関であるときは、乗客の入室できる宿泊施設における手荷物の検査等の時
- ヘ 宿泊機関であるときは、乗客の入室時

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合—その1）

- 3 条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合に、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令に定められた運送資本を持たないで、又は酔に酔て正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行なう、又は法に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の脳死、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の妊娠、出産、流産又は子宮手術その他の医療処置。ただし、当社の補償金等を請求する場合は、この限りではありません。
- (8) 旅行者の死後遺体の運送又は安置してはいる場合に生じた事故。
- (9) 戰争、国外の軍事行動、革命、政権奪取、内乱、反乱反乱その他のこれらに類似する事変又は暴動（この規程においては、群衆又は多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が寄せられ、治安維持上大々的な事態と認められる状態をいいえます）。
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若くは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有する特性又はこれらの特性による事故。
- (11) 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
- (12) 第10号以下の放射線照射又は放射能汚染

- 2 当社は、原因のないままに窓開け、頭部筋膜炎（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものについて、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合—その2）

- 4 条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対してても、補償金等を支払いません。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

（補償金等を支払わない場合—その3）

- 5 条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中における行為によって生じた傷害に対して、補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。
- (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競艇、競輪、競馬（いずれも練習競走を含みます。又は試験（性能試験を目的とする運送又は操縦を含みます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて走路上にこれらのことを行なっている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないとともに補償金等を支払いません。

- (3) 航空運送事業者による路線を走めて運航する航空機（定期便であって不定期便であるとも限ります。）の乗組み。

- (4) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (5) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (6) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (7) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (8) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (9) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (10) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (11) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (12) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (13) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (14) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (15) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (16) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (17) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (18) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (19) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (20) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (21) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (22) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (23) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (24) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (25) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (26) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (27) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (28) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (29) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (30) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (31) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (32) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (33) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (34) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (35) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (36) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (37) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (38) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (39) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (40) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (41) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (42) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (43) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (44) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (45) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (46) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (47) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (48) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (49) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (50) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (51) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (52) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (53) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (54) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (55) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (56) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (57) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (58) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (59) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (60) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (61) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (62) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (63) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (64) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (65) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (66) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (67) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (68) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (69) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (70) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (71) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (72) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (73) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (74) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (75) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (76) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (77) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (78) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (79) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (80) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (81) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (82) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (83) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (84) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (85) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (86) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (87) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (88) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (89) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (90) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (91) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (92) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (93) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (94) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (95) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (96) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (97) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (98) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (99) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (100) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (101) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (102) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (103) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (104) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (105) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (106) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (107) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (108) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (109) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (110) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (111) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (112) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (113) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (114) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (115) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (116) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (117) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (118) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (119) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (120) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (121) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (122) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (123) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (124) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (125) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (126) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (127) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (128) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (129) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (130) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (131) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (132) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (133) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (134) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (135) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (136) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (137) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (138) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (139) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (140) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (141) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (142) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (143) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (144) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (145) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。

- (146) 旅行者が別表第1に定めた運送を行なう間に生じた傷害。